

## 4. A/R CDMプロジェクト活動の手続きの流れ

4-1.	計画策定	41
4-2.	新方法論申請(New Methodology)	41
4-3.	プロジェクト設計書(PDD)申請	42
4-4.	有効化審査(Validation)	42
4-5.	登録(Registration)	42
4-6.	プロジェクト実施	43
4-7.	モニタリング(Monitoring)	43
4-8.	検証、認証(Verification、Certification)	43
4-9.	発行(Issuance)	44
4-10.	売却、補填	44

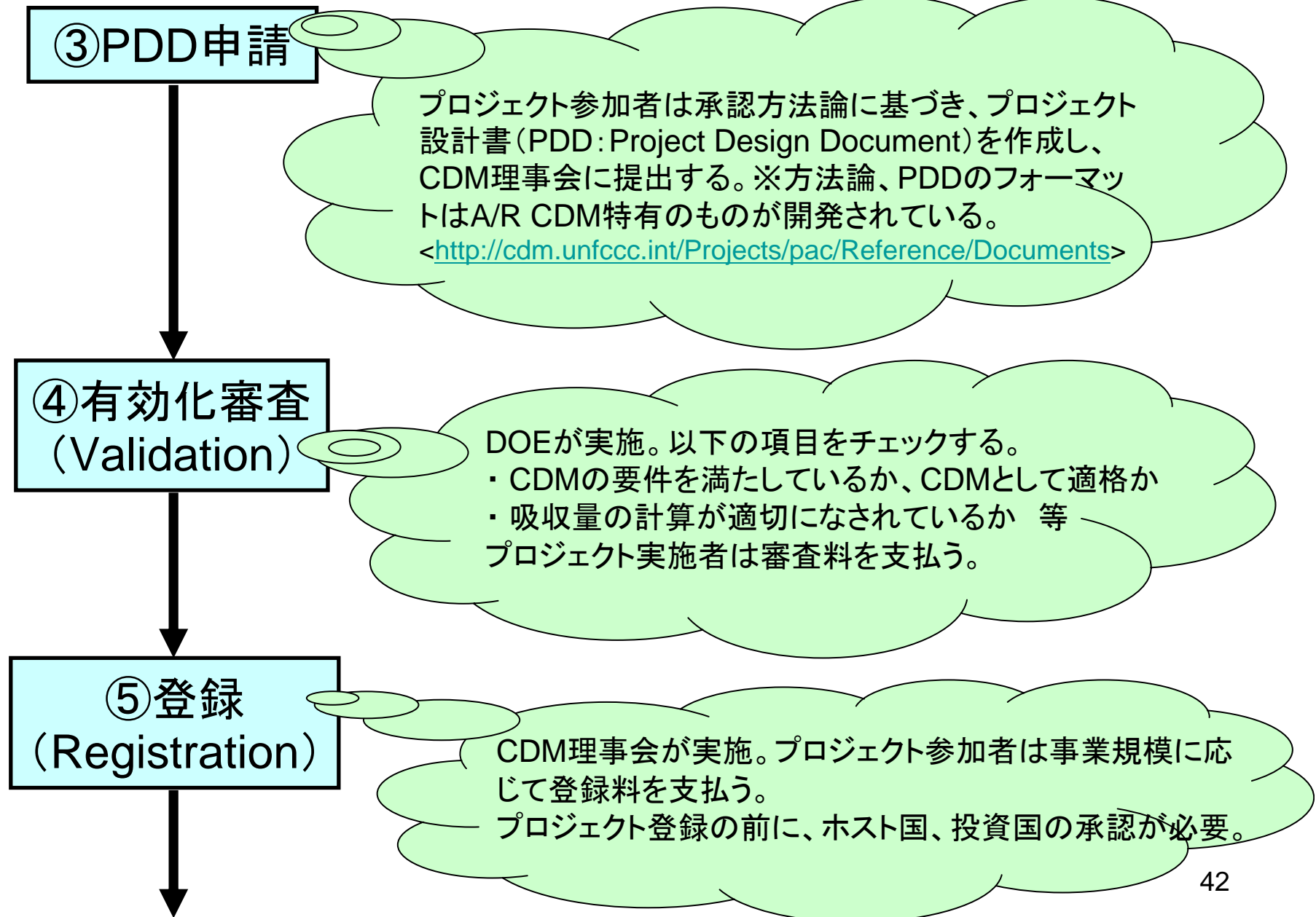
①計画策定

ベースラインシナリオの選定、追加性の考慮、カウンターパートの選定、ステークホルダーとのコミュニケーションの確保など、様々なCDM要件を計画段階から考慮する必要がある（詳細は第3章）。

この段階で、ホスト国の指定運営組織（DOE：Designated Operational Entity）が事業の適格性をチェックすることもある。  
例）インドネシアの場合は林業省に企画提案書を事前に提出する必要がある。

②新方法论申請  
(New Methodology)

適用可能な承認された方法论がない場合、プロジェクト参加者は新方法论をCDM理事会に提出しなければならない（セクションA～Eまでを記入したPDDを添付）。  
適用可能な承認された方法论がある場合は、適用条件を満たした上で③へ。



⑥プロジェクト実施

※ただし、2000年以降に開始したプロジェクトであれば、諸規定を満たせば、A/R CDMとして認められる。

⑦モニタリング  
(Monitoring)

プロジェクト参加者がモニタリング計画に従い、純人為的吸収量の決定に必要なモニタリングを実施。

⑧検証・認証  
(Verification、  
Certification)

共にDOEが実施。純人為的吸収量を検証(Verification)し、この結果に基づき認証(Certification)する。  
プロジェクト実施者は審査料を支払う。  
※透明性確保のため、有効化審査と検証・認証は別のDOEによって実施されなければならない(ただし、小規模の場合は同一のDOEによる実施が認められている)

⑨発行  
(Issuance)

CDM理事会により、認証された純人為的吸収量に応じたクレジット(tCER、ICER)が発行される。ただし、CDM理事会の運営経費及び途上国のための適応基金のための資金が差し引かれる(小規模には緩和措置あり)。CERの分配はプロジェクト参加者間で決定。

⑩売却、補填

プロジェクト参加者は、日本政府もしくは国際市場にクレジットを売却。クレジットが期限付きとなったA/R CDMの場合、クレジット失効までにクレジットを補填する必要あり。